（行政機関職員定員令の一部改正）

第八条　行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表を次のように改める。

区分	定員	備考
内閣の機関	一、三四五人	うち、一七人は、特別職の職員の定員とする。
内閣府	一四、六四〇人	うち、六三人は、特別職の職員の定員とする。
デジタル庁	三九三人	
復興庁	二〇八人	
総務省	四、七二三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
法務省	五四、八〇五人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八五九人は、検察庁の職員の定員とする。
外務省	六、四二三人	うち、一六九人は、特別職の職員の定員とする。
財務省	七二、五六八人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
文部科学省	二、一五一人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
厚生労働省	三三、四一四人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
農林水産省	二〇、一五〇人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
経済産業省	七、九七〇人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
国土交通省	五八、八八二人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
環境省	三、二二〇人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
防衛省	二〇、九二七人	うち、二〇、九〇一人は、特別職の職員の定員とする。
合計	三〇一、八一九人	

第一条第二項の表国家公安委員会の項中「八、〇三一人」を「八、〇二四人」に改め、同表金融庁の項中「一、六二一人」を「一、六一七人」に改める。

附則第二項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「（定員の期間別の特例）」を付し、同項の表を次のように改める。

区分	期間	定員	備考
内閣府	令和三年九月三十日までの間	一四、六五七人	うち、六三人は、特別職の職員の定員とする。
総務省	令和三年九月三十日までの間	四、七四二人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
法務省	令和三年十二月三十一日までの間	五四、八一三人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八六七人は、検察庁の職員の定員とする。
財務省	令和三年九月三十日までの間	七二、六〇五人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
文部科学省	令和三年九月三十日までの間	二、一七一人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
農林水産省	令和三年九月三十日までの間	二〇、一五一人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
国土交通省	令和三年九月三十日までの間	五八、九五七人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。

附則第三項を削る。

（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令の一部改正）

第九条　国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

別表中「消費者庁」を「デジタル庁」に改める。

（重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の関係行政機関を定める政令の一部改正）

第十条　重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の関係行政機関を定める政令（平成十一年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

各号を次のように改める。

一　内閣府
二　国家公安委員会
三　警察庁
四　消費者庁
五　デジタル庁
六　総務省
七　消防庁
八　法務省
九　出入国在留管理庁
十　公安調査庁
十一　外務省
十二　財務省
十三　国税庁
十四　文部科学省
十五　スポーツ庁
十六　文化庁
十七　厚生労働省
十八　農林水産省
十九　林野庁
二十　水産庁
二十一　経済産業省
二十二　資源エネルギー庁